

令和 6 年度

龍ヶ崎市まちづくりポイント制度

募集要項

(ポイントシール交付申請の手引き)

住民自治組織・中核的なコミュニティ用



【募集期間(1次募集)】

令和 6 年1月 9 日(火)~2 月16 日(金)

【申請方法】

FAX、メール、窓口提出のいずれかの方法で申請願います。

F A X: 0297-60-1584

メール: community@city.ryugasaki.lg.jp

【お問い合わせ】

〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市 地域づくり推進課 市民活動推進グループ

電話:0297-60-1522(担当:黒木)

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| I 制度の概要 | 1 |
| II ポイントシールの交付を受けたい団体の手続き | |
| 1 申請から交付までの流れ | 3 |
| 2 対象となる活動の実施期間 | 3 |
| 3 対象となる活動 | 3 |
| 4 交付申請手続きについて | 4 |
| 5 市の審査について | 5 |
| 6 審査後のポイントシールの交付について | 5 |
| 7 受領したポイントシール等を、団体から参加者等へ配布する方法 | 5 |
| 8 配布状況の実績報告 | 6 |
| III 申請書等の記入例 | |
| ・【記入例】様式第1号(第5条関係) | 8 |
| ・「ポイントシール交付申請書」記入上の留意点 | 9 |

<申請にかかる各種様式の配布について>

各種様式(Microsoft Word 版)は、下記の場所で配布していますので、お声がけください。
また、市公式ホームページからダウンロードもできます。

【市公式ホームページ URL】

<http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp>



【配布場所】

龍ヶ崎市役所 地域づくり推進課(本庁舎4階) / 各コミュニティセンター
市民活動センター / 市民交流プラザ

【配布様式】

- ・様式第1号(第5条関係)龍ヶ崎市まちづくりポイント制度ポイントシール交付申請書
- ・ポイントシール受取等に関する調査票
- ・様式第3号(第7条関係)龍ヶ崎市まちづくりポイント制度ポイントシール配布状況報告書

I 制度の概要

まちづくりポイント制度は、市が指定する市民活動(環境美化活動・防犯活動・防災活動など)へ協力・参加する市民の皆さんへポイントシールを配布し、その枚数に応じてさまざまなサービスが利用できたり、登録されている市民団体へ活動資金として寄付できたりする制度です。

ポイントシールを専用の手帳に貼りためることで、公共施設の利用券やオリジナルグッズ・まいりゅうグッズなどと交換できます。また、あらかじめ登録された市民団体にポイントシールを寄付することで、市民団体を資金面から支援することもできます。

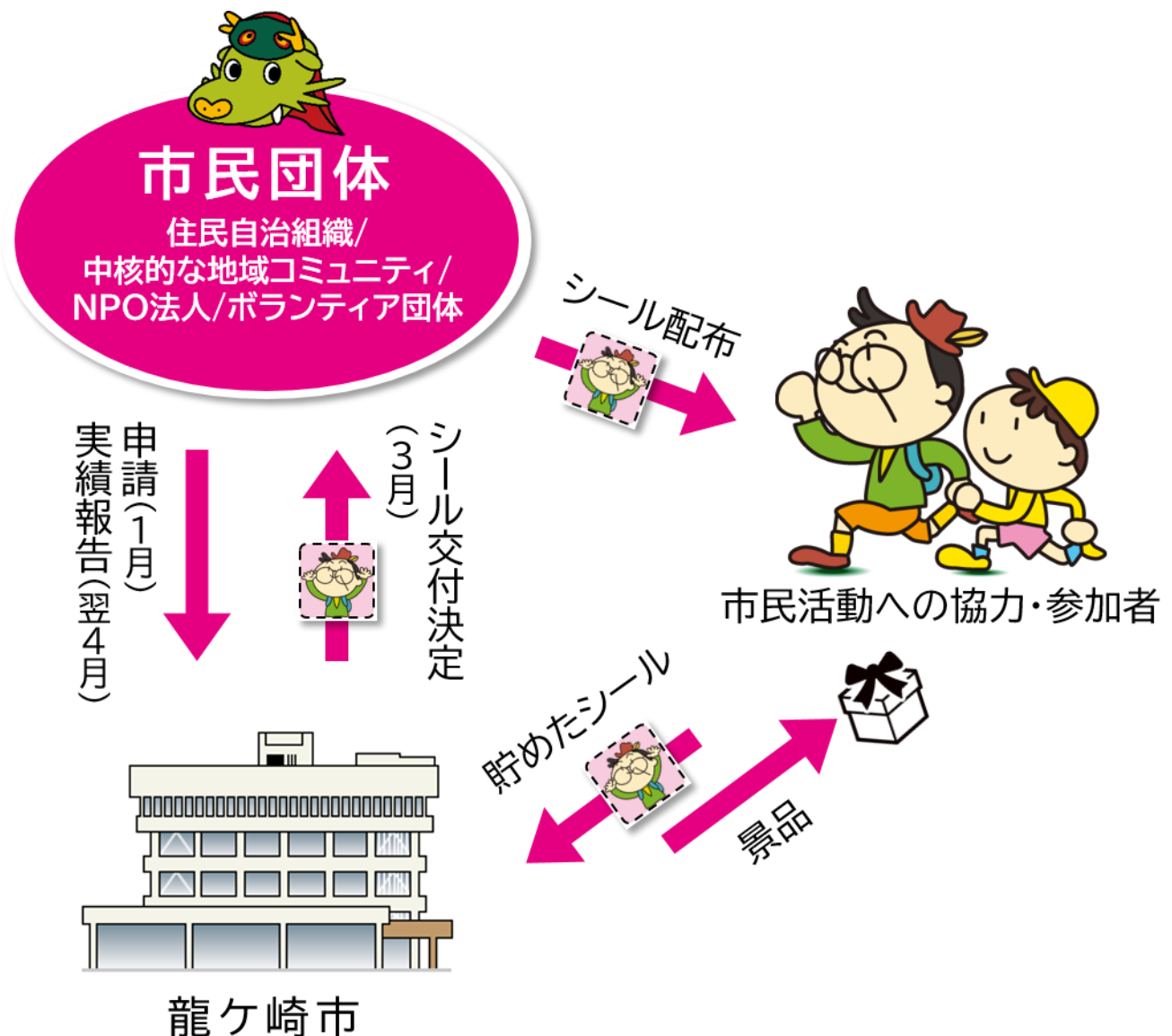
(1) ポイントシール交付対象者

市が指定する市民活動(以下(2)のとおり)に協力または参加をする個人で、市内在住・在勤・在学する者

(2) 活動の種類

市民団体(住民自治組織/中核的な地域コミュニティ/NPO 法人/ボランティア団体)が主催する活動。対象活動の募集期間中に申請いただき、ポイントシールの交付を決定します。

*住民自治組織(区・自治会・町内会)・中核的な地域コミュニティは、環境美化、防犯、防災活動のみを申請の対象としています。



(3)ポイントシールについて

①交付枚数

1回の活動ごとに1枚のポイントシールを配布します。ポイントシール1枚当たり50円相当になります。

②ポイントシールの交付制限

同一主催者が同じ活動を複数回行う場合、ポイントシールの交付は当該年度において1人当たり20枚を限度とします。

③ポイントシールの有効期限

活動を行った年度の翌々年度の3月末日です。有効期限はシールに記載されています。

※令和6年度交付分のポイントシール有効期限は令和9年(2027年)3月末日になります。

④有効期限が過ぎたポイントシールについて

有効期限が過ぎてしまったポイントシールは、下記の還元メニューと交換できません。期限切れにご注意ください。

(4)ポイントシールの利用方法

ポイントシールはポイント手帳に貼って規定の枚数を貯めると、下記の還元メニューと交換できます。また、市民団体などへの寄付を行うこともできます。

【還元メニュー】

| 還元メニュー | 内容 | 必要枚数 | 交換(申請)場所 |
|---------------------------------|--|-------|-------------------------------------|
| 観光物産センターでの買い物 | ※1,000円分の買い物ができます。 | 20枚 | 観光物産センター |
| 龍ヶ崎市社会福祉協議会佐貫西口支所(まいりゅうサロン)での利用 | ドリンクチケット500円分(50円×10枚綴り) ※紅茶1杯50円、コーヒー1杯100円 | 10枚 | 佐貫西口支所 (まいりゅうサロン) |
| 龍ヶ崎スタンプ会加盟店での買い物 | まいりゅうポイント満点カード2枚 (1,000円分の買い物ができます) | 20枚 | 市役所4階 地域づくり推進課 |
| たつのこアリーナの金券 | プリペイドカード1枚(2,000円分) | 40枚 | |
| コミュニティバスの回数券 | コミュニティバス回数券(11枚綴) | 40枚 | |
| まいりゅうグッズ | ノート・ボールペン・缶バッチセット | 10枚 | |
| | キーホルダー | 10枚 | |
| オリジナルグッズ | エコバック・ショッピングバック・帽子 (どれか1つを選択) | 20枚 | |
| | Tシャツ | 40枚 | |
| あこがれ体験 | 関東鉄道竜ヶ崎駅1日駅長 | 60枚 | |
| | 芸術家体験ステンドグラス | 20枚 | |
| 市民団体などへの寄付 | あらかじめ登録された市民団体に、ポイントシールを寄付することができます。 寄付されたポイントシールの枚数に50円を乗じた金額を、当該市民団体へ奨励金として市が支給します。 | 10枚から | 市役所4階 地域づくり推進課 又は 寄付先の市民団体 |

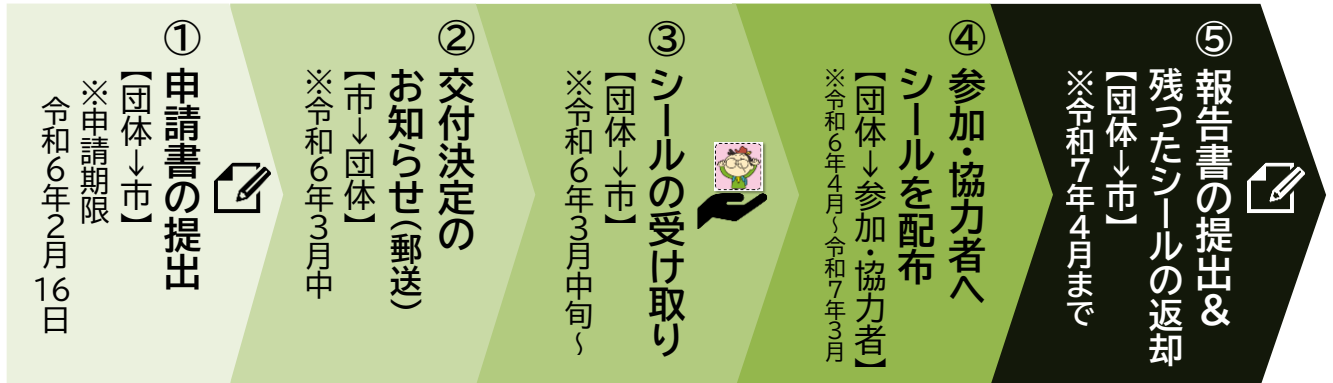
(※)お買い上げの金額が1,000円未満の場合は、おつりが出ません。予めご了承ください

II ポイントシールの交付を受けたい団体の手続き

1. 申請から交付までの流れ

対象活動の募集期間中、市へポイントシール交付申請書を提出してください。申請書には、以下2の期間中に、活動へ参加・協力する市民の見込み人数を記載してください。

その後、市が内容を審査し、交付の可否をお知らせします。



2. 交付対象となる活動の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間中に行う活動が対象です。

3. 交付対象となる活動

以下5つの要件を全て満たした活動が対象です。

- ① 不特定の市民の利益に貢献し、営利及び政治・宗教を目的としない活動
- ② 活動の主催者がポイントシールを参加者に直接配布できる活動
- ③ 1回当たり30分以上の活動
- ④ 無償の活動(参加費の場合は材料代、保険代等。活動に対する謝礼の場合は、交通費等の実費を除く)
- ⑤ 龍ヶ崎市内で実施される活動

1. 活動例

住民自治組織・中核的な地域コミュニティの活動は、**環境美化活動・防犯活動・防災活動**が**交付対象**になります。以下のような活動が対象になりますので、申請の参考にしてください。

- ① 公園の清掃活動
- ② 花壇整備の美化活動
- ③ 水路脇の除草活動
- ④ 防犯パトロール活動
- ⑤ 子どもの登下校見守り活動(学校から交付されている場合は除く)
- ⑥ 地域の防災訓練
- ⑦ わがまちクリーン大作戦(小中学生分を除く)

2. よくあるご質問

Q1 リサイクルステーションの分別・清掃活動は対象になりますか？

→リサイクルステーションの分別・清掃活動については、リサイクル推進の啓発や美化活動につながる大切な活動だと理解しています。しかしその活動は、自治会や町内会等において当番制により運営されているものだと考えますので対象外とします。

Q2 わがまちクリーン大作戦(実施基準日:11月・3月)は対象になりますか？

→わがまちクリーン大作戦は、家族で気軽に参加でき、かつ地域のコミュニケーションの場としても機能していること、また小中学生が参加できる数少ない活動であることから、ポイントシールの対象活動として取り扱います。

※小中学生については、市として青少年の健全育成を目的に積極的な参加を促しており、参加した小中学生には学校からポイントシールを配布します。よって、小中学生を除いてポイントシールの配布をお願いします。なお、小学生未満のお子様については、ゴミ拾い等ができれば配布してください。例えば、乳幼児で保護者の方におんぶされて、もしくはベビーカーに乗っての参加は、対象となりません。

Q3 市内一斉清掃だけではポイントシールが貯まらないのですが、どのようにして集めたいですか？

→ポイントシールはいろいろな市民活動に参加していただくきっかけづくりとして始まった制度です。市内一斉清掃のみに限らず、上記「1.ポイントシール交付対象活動の例」を参考に地域で実施している市民活動に参加していただきポイントシールを集めてください。

4. 交付申請手続きについて

(1)提出するもの

以下2点を提出ください。

- 龍ヶ崎市まちづくりポイント制度ポイントシール交付申請書(様式第1号)
- ポイントシール受取等に関する調査票

注意事項など

- ▼ 同一主催者が実施する同一活動が年間20回以上行われる場合、1人20回分までをポイントシールの交付対象とします。
- ▼ 活動のための会議や打ち合わせは、交付の対象にはなりません。
- ▼ 会報や活動のチラシ、写真、新聞記事等、活動内容が分かる資料がありましたら、審査の参考とさせていただきますので、添付してください。

(2)提出方法

FAX、メール、窓口提出のいずれかの方法で提出願います。
(申請書は市公式ホームページからダウンロードできます)

【提出先】

龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課 (所在地:龍ヶ崎市3710番地 市役所本庁舎4階)

- FAX: 0297-60-1584
- メール: community@city.ryugasaki.lg.jp

(3)申請期間

令和6年1月9日(火)~2月16日(金)

5. 市の審査について

以下のポイント等を基に市が申請内容を審査し、ポイントシール交付対象活動を決定します。

審査のポイント

- ✓ 交付対象活動の要件(P.3)を満たしているか。
- ✓ 自発的な活動で広く市民の利益となる活動か。
- ✓ 主催者が、現状よりさらに協力者・参加者の増加を図りたいか。
- ✓ 「まちづくりポイント制度」を利用し、協力者・参加者の増加等の効果が見込めるか。
- ✓ 不特定かつ多数の市民が参加できる活動で、広報活動により広く参加を募集しているか。
- ✓ 活動のための会議や打ち合わせが含まれていないか。 など

6. 審査後のポイントシールの交付について

(1) 審査結果の通知

審査が終了次第、審査の結果について「龍ヶ崎市まちづくりポイント制度ポイントシール交付(不交付)決定通知書」で通知します。

(2) ポイントシールとポイント手帳の受領

交付決定通知書をご持参のうえ、「ポイントシール受取等に関する調査票」に記載の受取希望場所(市役所4階地域づくり推進課又は各コミュニティセンター)までお越しください。

受領者については、団体代表者が来庁できない場合、代理の方でも構いません。

7. 受領したポイントシール等を、団体から参加者等へ配布する方法

(1) 活動の実施

活動の実施にあたり協力者・参加者を募集する際は、ポイントシールが配布される活動であることを必ずお知らせください。

(2) ポイントシールの交付対象者(協力者及び参加者について)

ポイントシールは、交付対象となる活動に協力・参加した方に対して交付します。また、それぞれを「協力者」、「参加者」といいます。

ただし、「参加者」への交付は、防犯・防災活動のみとします。

＊協力者・・・活動実施のために無償で労力や能力を提供する市民

＊参加者・・・活動へ一般参加をする市民

例)

- ① ○○公園の清掃活動を実施する場合、掃除する人は労力を提供するので「協力者」として交付します。
- ② 地域の防災訓練を実施する場合、防災訓練を準備する「協力者」(事前準備は含みません。)と訓練当日だけ出席する「参加者」に交付します。

(3) ポイントシールの配布(協力者及び参加者への配布)

活動の主催者は、活動に協力または参加した個人に対して、活動1回につきポイントシール1枚を配布してください。

(4) ポイントシールの追加交付について

交付申請時に算出したシール枚数を上回る協力者・参加者が見込まれる際には、活動実施前に地域づくり推進課へご連絡ください。追加交付できる状況にある場合のみ交付します。

※追加交付できない場合がございますので、予めご了承ください。

※既に実施した活動に対しての追加交付、紛失等の場合の再交付は原則、致しません。

8. 配布状況の実績報告

対象活動終了後、以下により、ポイントシールの配布状況を報告してください。

ただし、複数回の活動を行う場合は、年度の最後の活動が終了した後、お早めにご提出ください。

(1) 提出するもの

以下2点をご提出ください。

- 龍ヶ崎市まちづくりポイント制度 ポイントシール配布状況報告書(様式第3号)
- 残ったポイントシール

*活動状況が分かる写真(写真データをWordなどに貼りつけたものでも可)がありましたら、添付してください。

(2) 提出先

龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課(所在地:龍ヶ崎市3710番地 市役所本庁舎4階)

電話:0297-60-1522

受付時間:9:00~17:00(※土日・祝日を除く)

※残ったポイントシールが無い場合は、FAX、メール、郵送のいずれかの方法でもご提出できます。

Ⅲ 申請書等の記入例

1 【様式第1号】(P.8)

2 【別紙】記入上の留意点(P.9)

記入例

様式第1号（第5条関係）

龍ヶ崎市まちづくりポイント制度ポイントシール交付申請書

令和〇〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

団体等の名称 **〇〇町内会**
代表者の氏名 **会長 龍ヶ崎 はじめ**
所在地(住所) **龍ヶ崎市3710**
連絡先(TEL) **0297-(64)-1111**

龍ヶ崎市まちづくりポイント制度ポイントシールの交付を受けたいので、龍ヶ崎市まちづくりポイント制度実施要綱第5条の規定により次の通り申請します。

1. 活動

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 1 | 活動の名称 | 〇〇公園の清掃活動 | 新規・継続 |
| | 内 容 | 月1回、〇〇公園の除草・花壇整備・清掃を行う。 | 環境美化・防犯・防災・その他 |
| | 活動期日 | 〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月まで | 交付申請枚数 協力者: 240 枚 参加者: 枚 |
| | 活動場所 | 〇〇公園 | |
| 2 | 活動の名称 | 〇〇町内会 防災訓練 | 新規・継続 |
| | 内 容 | 消火器の使い方や避難所運営等の訓練を実施 | 環境美化・防犯・防災・その他 |
| | 活動期日 | 〇〇〇〇年11月予定(詳細は未定) | 交付申請枚数 協力者: 10 枚 参加者: 50 枚 |
| | 活動場所 | 〇〇コミュニティセンター | |
| 4 | 活動の名称 | | 新規・継続 |
| | 内 容 | 過去の実績を参考に、ポイント制度による効果を見込んで積算の上、申請してください。 | 環境美化・防犯・防災・その他 |
| | 活動期日 | | 交付申請枚数 |
| | 活動場所 | (例) 協力者20人×12回(月1回)=240枚 ※1人あたり年間で20枚が限度です | 協力者: 枚 参加者: 枚 |

2. 交付希望数 ポイントシール **300** 枚 ポイント手帳 **20** 冊

龍ヶ崎市まちづくりポイント制度 「ポイントシール交付申請書」記入上の留意点

【活動の名称】

- ・分かりやすい名称で記載してください。

【活動の内容】

- ・誰がどのようなことを行うのか、分かりやすく内容をまとめてください。

【活動期日】

- ・通年で活動している場合は、令和6年4月から令和7年3月の期間内で記載してください。
- ・活動実施日の詳細が未定の場合は、決定している範囲で記載してください。

【活動場所】

- ・具体的な施設名等を記載してください。

【交付申請枚数】

- ・配布の対象となる人は、市内在住・在勤・在学の方です。
- ・活動実施に伴う事前の打合せ、会議等の開催分は、ポイントシールの配布対象活動にはなりません。
- ・ポイントシールの交付枚数は、過去の実績に基づき、まちづくりポイント制度の効果を見込んだ数字を記載してください。
- ・交付対象の「参加者」は、防犯活動、防災活動のみになります。
- ・一つの活動に対して、交付できるポイントシールは、1人あたり20回分までとなります。